神奈川県高圧ガス保安法行政指導指針

第一章　総則

（目的）

第１条　この指針は、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。）に基づく保安上必要な事項を定めることにより、神奈川県内の高圧ガスによる災害を防止することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この指針は、特に定めの無い限り、法で定める許可、届出を必要とする施設について、適用する。

（用語の意義）

第３条　この指針において、用語の意義は、法の定めによる。

第二章　高圧ガス製造施設

（製造施設に係る事項）

第４条　法第８条第１号及び第 12 条第１項で規定する製造の許可等（冷凍保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 51 号。以下「冷凍則」という。）の適用を受ける高圧ガスを除く。）に係る施設は、法、一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号。以下「一般則」という。）、液化石油ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 52 号。以下「液石則」という。）及びコンビナート等保安規則（昭和 61 年通商産業省令第 88 号。以下「コンビ則」という。）で定めるほか、次の各号に掲げる事項を満たすこと。

（１）　除害設備及び緊急遮断装置は、手動で作動でき、かつガス漏えい検知警報設備と連動して作動するものであること。

（２）　病院内に設置される液化酸素用コールド・エバポレーター（以下、「酸素ＣＥ」という。）は、次のいずれかの場合を除き、病院の建物から５ｍ以上の距離を確保すること。

ア　酸素ＣＥから水平距離５ｍ以内、かつ酸素ＣＥ頂部以下の範囲に、病院の建物の窓（網入りガラス、強化ガラス等強度があり、開閉できないものを除く。以下同じ。）、扉等がない場合。

イ　病院の建物と酸素ＣＥの間に、酸素ＣＥに対応した障壁がある場合。

ウ　一般則第６条の２第２項に適合する酸素ＣＥの場合。

（３）　病院内に設置される酸素ＣＥに係る液化酸素移動式製造設備の停車位置は、次の場合を除き、病院の建物から５ｍ以上の距離を確保すること。

ア　病院の建物の液化酸素移動式製造設備停止位置に面した側に、玄関又は窓等の開口部がない場合。

イ　一般則第６条の２第２項に適合する酸素ＣＥの場合。

（４）　可燃性ガス及び液化石油ガス（以下「可燃性ガス等」という。）の高圧ガス設備にあっては、次の場合を除き、周囲２ｍ内での火気の使用を禁止すること。

ア　当該製造設備と火気との間に、当該設備から漏えいしたガスの流動を防止するための措置を講じた場合。

（５）　貯槽は、高圧ガスの種類に関わらず、付近から視認できるようにガスの名称を掲げること。

（６）　一般則第６条第１項第 42 号へ及びコンビ則第５条第１項第 65 号トに規定する滞留しないような構造は、例示基準で定めるほか、貯蔵するガスの比重が空気より大きい場合の下部換気口の通風可能面積が、床面積１㎡につき 300ｃm^2以上であること。

（７）　可燃性ガス等及び酸素を 100 ㎥以上貯蔵する容器置場は、容器置場の床面積１㎡につき毎分２ℓ以上の水量を 20 分間以上連続して放水できる散水装置を設けること。

（８）　可燃性ガスのプラットホームとタンクローリー停車位置は、液石則例示基準「26. 防消火設備」に示される水噴霧装置または散水設備を設けること。

（９）　同一敷地内に事務所がない製造施設は、次に掲げる事項を外部から見えやすい場所に掲示すること。

ア　高圧ガスの名称

イ　責任者等の名称

ウ　緊急時の連絡先

（10）　可燃性ガス等及び毒性ガスの塔槽類（耐震設計構造物に限る。）を有する事業所は、地震以外の振動等に影響されない場所に、地震計を設置すること。

（11）　前号の事業所は、高圧ガス施設ごとに、緊急停止装置と地震計が連動して作動すること。なお、緊急停止装置が作動する地震計の設定値は、高圧ガス施設の耐震性、地盤の状況及び関連事業所への影響等を考慮して定めること。

（12）　コンビ則の適用を受ける可燃性ガスの製造設備におけるガス漏えい検知警報設備は、コンビ則及び例示基準で定めるガス漏えい検知警報設備に加え、製造する可燃性ガスの爆発下限界の１／10 以下で当該ガスを検知し発報するガス漏えい検知警報設備を、装置、貯槽区画ごとの周囲４方向の 50m以内にそれぞれ１個設置すること。

（13）　一般則第７条第２項第８号の規定は、蓄圧器に取り付けた配管においても、同様の措置を講ずること。

（冷凍施設に係る事項）

第５条　法第８条第１号及び第 12 条第１項で規定する製造の許可等（冷凍則の適用を受けるものに限る。）に係る施設は、法及び冷凍則で定めるほか、次の各号に掲げる事項を満たすこと。

（１）　アンモニアを冷媒として使用する冷凍施設（法第 27 条の４第１項第１号の経済産業省令で定める施設を除く。）の放出管は、冷凍則第７条第１項第９号で求めるほか、次に掲げる設備に設置すること。

ア　ドレン弁（油水分離器を除く）

イ　不凝縮ガスパージャー

（２）　除害設備は、手動で作動でき、かつガス漏えい検知警報設備と連動して作動するものであること。

第三章　貯蔵施設

（貯蔵施設に係る事項）

第６条　　法第 16 条第２項及び法第 17 条の２第１項で規定する貯蔵に係る施設は、法、一般則及び液石則で定めるほか、次の各号に掲げる事項を満たすこと。

（１）　一般則第６条第１項第 42 号へに規定する滞留しないような構造は、例示基準で定めるほか、貯蔵するガスの比重が空気より大きい場合の下部換気口の通風可能面積が、床面積１㎡につき 300ｃm^2以上であること。

（２）　可燃性ガス等及び酸素を 100 ㎥以上貯蔵する容器置場は、容器置場の床面積１㎡につき毎分２ℓ以上の水量を 20 分間以上連続して放水できる散水装置を設けること。

（３）　毒性ガスを貯蔵する場合は、迅速に対応できる距離に消火器を設置すること。

（４）　除害設備及び緊急遮断装置は、ガス漏えい検知警報設備の警報発報時に連動して作動するものであること。

（５）　同一敷地内に事務所がない容器置場は、法及び一般則で定めるほか、次に掲げる事項を外部から見えやすい場所に掲示すること。

ア　貯蔵する高圧ガスの名称

イ　責任者等の名称

ウ　連絡先

（６）　緊急遮断装置を設けている可燃性ガス等及び毒性ガスの貯槽（耐震設計構造物に限る。）を有する事業所は、地震以外の振動等に影響されない場所に地震計を設置すること。

（７）　前号の事業所は、貯槽ごとに、緊急遮断装置と地震計が連動して作動すること。なお、緊急遮断装置が作動する地震計の設定値は、高圧ガス施設の耐震性、地盤の状況及び関連事業所への影響等を考慮して定めること。

第四章　移動

（移動に係る事項）

第７条　　高圧ガスの移動にあっては、法、一般則及び液石則で定めるほか、次の各号に掲げる事項を満たすこと。

（１）　高圧ガスを車両により移動するとき（容器の内容積が 25Ｌ以下である充填容器等（毒性ガスに係るものを除く。）のみを積載した車両であって、当該積載容器の内容積の合計が 50Ｌ以下である場合を除く。）は、知事の指定する団体が行う講習を団体が指定する期間内に受講すること。

第五章　販売業者等

（販売に係る事項）

第８条　　高圧ガスの販売にあっては、法、一般則及び液石則で定めるほか、次の各号に掲げる事項を満たすこと。

（１）　可燃性ガス等及び酸素を 100 ㎥以上貯蔵する容器置場は、容器置場の床面積１㎡につき毎分２ℓ以上の水量を 20 分間以上連続して放水できる散水装置を設けること。

（２）　毒性ガスを貯蔵する場合は、迅速に対応できる距離に消火器を設置すること。

（３）　販売業者等は、６ヶ月に１回以上、消費先における高圧ガス容器の管理状況を確認し、必

要に応じて指導すること。

第六章　消費者

（消費に係る事項）

第９条　　高圧ガスの消費にあっては、法、一般則及び液石則で定めるほか、次の各号に掲げる事項を満たすこと。

（１）　使用済みの高圧ガス容器は、直ちに販売業者等へ返却すること。

（２）　高圧ガス容器は、原則として６ヶ月以上留置しないこと。

附則

この基準は、平成 30 年４月１日から施行する。

附則

この基準は、平成 30 年 12 月４日から施行する。